

グリーンクアパーク パークゴルフ場使用料

	区分	料金
普通利用券	高校生以上	300円
	中学生以下	150円
年間利用券	高校生以上	6,000円
	中学生以下	3,000円
回数券 (10枚つづり)	高校生以上	2,700円
	中学生以下	1,300円
貸しクラブ (1本につき)	高校生以上	360円
	中学生以下	180円

備考

- 1 普通利用券は、発行の日限り有効とする。
- 2 回数券及び年間利用券は、発行の日から当該シーズン限りとする。
- 3 備品の利用料金は、市長が別に定める。

減免基準

区分	対象	減額率
免除	<p>1 次に掲げるものが教育又は保育活動のための行事に利用する場合</p> <p>(1)市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(幼稚園、小学校又は中学校に準ずる教育を施すものに限る。)</p> <p>(2)市内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条に規定する保育所等及び認定こども園</p> <p>(3)市内の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び同法第 59 条の 2 に規定する認可外保育施設</p>	100%
減額	<p>2 次に掲げるものが主催する競技会、研修会、講習会等(市又は北見市教育委員会が後援するものに限る。)に利用する場合</p> <p>(1)市内の学校教育法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等学校に準ずる教育を施すものに限る。)及び大学、同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法第 134 条</p>	50%

区分	対象	減額率
	第 1 項に規定する各種学校 (2)北海道立北見高等技術専門学院	
	3 市内の児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設が行事に利用する場合	
	4 2 及び 3 に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものが利用する場合	市長が必要と認める減額率

問い合わせ先

のんたの湯(指定管理者 北見都市施設管理公社)

◇住所 090-2102 北見市端野町二区792番地1

◇電話 0157-67-6111 FAX0157-67-6112

端野総合支所産業課

◇電話 0157-56-4003